

4. 温泉と環境

栃木県林務観光部環境観光課 武井 宏

(昭和49年8月30日受理)

温泉地における環境の重要性

いうまでもなく、温泉のもつ本来の効養からみて、温泉地における環境の良否は、決定的な意義を有するものである。

温泉の環境には、地形、地被、気候等から成る自然環境や、温泉集落等の都市環境などの可視的環境から、大気、水質、騒音、臭気等の物理、化学的あるいは歴史、風俗等の文化的、精神的な不可視的環境にいたるまで、きわめて広範かつ複雑多岐にわたる内容をもっているが、温泉の利用目的たる保養、療養等のために、もっとも望ましい温泉地環境とは、1. ゆたかな自然環境—きれいな水とみどり、2. 静かな環境、3. 素朴な田園環境等であろう。

最近における温泉環境悪化の問題

温泉地における環境悪化の最大の要因は、温泉地の大量利用に伴う都市化によるものと思われ、これによって、各種の都市公害の温泉地への持ち込みにあると考えられる。

このことは、本来、静かな保養、療養等の利用を主目的とする温泉地が、いわゆる観光レクリエーションの基地として、温泉地の地形、施設適地の面積、温泉湧出量等の自然的諸条件から、限りある利用収容力をはるかに超え、無秩序、無制限に施設が膨張することによって将来される、根本的な問題点である。

温泉地計画の目標設定

わが国の温泉地の形態を立地的に大別すれば、溪畔（河畔）型がもっとも多く、海岸型、湖（沼）畔型、山麓型、高原型、平野型がこれに次ぐものと思われるが、利用形態からみれば、観光レクリエーション型、保養型、療養型等に分類できるであろう。

また、これらを「自然度」の上から分けて考えれば、自然環境型、農山村型及び都市型等に分類されると思われるが、いずれにせよ、その温泉地開発整備の目標設定を明らかにし、それぞれの「理想的温泉地像」を識者の手によって立案することが急務と考えられる。戦前の日本人のもっとも愛好した保養地のイメージに、「峡谷、温泉、紅葉」というパターンがあったであろうと私は考えるが、戦後は、海岸あるいは高原の大衆的利用が仲長し、とくに温泉の有無が観光開発の鍵を握る重要な要素として温泉の開発に躍起となって経過した結果、国民が本当に渴望する「山のいでゆ」的雰因気をもつ温泉地が数えるばかりになってしまったのである。

温泉地計画の在り方

温泉法第14条に定められている。いわゆる国民保養温泉地計画は、国立、国定公園の集団施設地区計画の手法と都市計画の用途地域制の手法とを取り入れた利用計画の一手段である

が、前述のように、すべての温泉地にこれを適用して温泉地計画を立案すべきであるとの提言と同時に、温泉地計画のタイプを、その温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。

その際、自然公園法はもとより、自然環境保全法（これに基づく条例をも含む）、都市緑地保全法、森林法、国有林野法等の関係法令に基づく規制をも併用して、自然環境の保全、積極的緑化についての実効性を高めるべきであろう。

温泉地計画の立案にあたっては、温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。

その際、自然公園法はもとより、自然環境保全法（これに基づく条例をも含む）、都市緑地保全法、森林法、国有林野法等の関係法令に基づく規制をも併用して、自然環境の保全、積極的緑化についての実効性を高めるべきであろう。

温泉地計画の立案にあたっては、温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。

その際、自然公園法はもとより、自然環境保全法（これに基づく条例をも含む）、都市緑地保全法、森林法、国有林野法等の関係法令に基づく規制をも併用して、自然環境の保全、積極的緑化についての実効性を高めるべきであろう。

温泉地計画の立案にあたっては、温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。

その際、自然公園法はもとより、自然環境保全法（これに基づく条例をも含む）、都市緑地保全法、森林法、国有林野法等の関係法令に基づく規制をも併用して、自然環境の保全、積極的緑化についての実効性を高めるべきであろう。

温泉地計画の立案にあたっては、温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。

その際、自然公園法はもとより、自然環境保全法（これに基づく条例をも含む）、都市緑地保全法、森林法、国有林野法等の関係法令に基づく規制をも併用して、自然環境の保全、積極的緑化についての実効性を高めるべきであろう。

温泉地計画の立案にあたっては、温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。

その際、自然公園法はもとより、自然環境保全法（これに基づく条例をも含む）、都市緑地保全法、森林法、国有林野法等の関係法令に基づく規制をも併用して、自然環境の保全、積極的緑化についての実効性を高めるべきであろう。

温泉地計画の立案にあたっては、温泉地の立地条件に照して、療養、保養、観光レクリエーション型等に分類して立案するとともに、時代の要請に基づき、また、温泉地本来のあるべき転地効果、温泉気候的效果、心理的效果、自然的効果等をも勘案し、温泉法改正の際、広範な計画方針を明記するのの一法かと考える。